

2011年6月10日

全国共済農業協同組合連合会
代表理事理事長 横井 義則殿

全国農団労
中央執行委員長 大谷 昇

共済事業改革に関する申し入れ

日頃のJA共済発展に向けたご奮闘、並びに東日本大震災における7千数百億円の共済金支払いをはじめとする被災者の支援・救済に対して敬意を表するものです。

さて、全国農協の決算を見ると、2009(平成21)年度の事業総利益は7期連続の減で、2010(平成22)年度上半期も前年同期と較べて2%の減となっています。とりわけ共済事業では、長期共済保有高は2009年度が対前年比1.8%減の320兆411億円、2010年上半期も3.0%の減となっており、低落傾向に歯止めがかかっていません。この保有高の減少は付加収入の減少をもたらし、2009年度は前年に較べて約104億円減(▲2.0%)と9期連続の減益となり、2010年度上半期も2.3%の減となっています。

一方、共済連の2009年度決算によると、生命・建更合計の保障共済金額(保有高)が減少しているにもかかわらず、医療系共済の伸長によって受入共済掛金(新規契約)は前年比107.4%の2兆4,204億円となり、経常収益も847億円増加し6兆5,834億円と、農協の現状とは対照的な結果となっています。

農協では共済事業総利益の減少に伴い、生命系を中心とする新規契約目標を上積みした事業計画を組むこととなり、そのことが職員に対して大きなストレスを与え続けています。また、農家組合員に対して過剰な保障契約に直結して家計負担を強いる結果となり、解約・失効契約増加の大きな要因になっていることは間違いありません。

共済事業のこのような状況に鑑み、抜本的な事業改革に向けて以下の申し入れを行いますので、率直な意見交換を要請する次第です。

記

1、死亡保障重視の付加体系の見直しについて

2010年度の主要共済の新契約実績によると、生命共済で保障共済金額が前年比81.8%であったのに対して、受入共済掛金は2兆3,096億円と前年度より4,252億円も増加しました。

受入共済掛金増の要因が、積立型終身共済に加えて医療系共済の増加にあることは明らかですが、農協では保障額ベースの新規契約付加収入や目標達成を前提とした奨励金等に依存しているため、未だに死亡保障の「保有高」を追求せざるを得ないのが実情です。このことが、マーケットニーズとの乖離だけでなく、既契約に対するメンテナンスをも疎かにし、中途解約や失効の増加—保有高の減少という悪循環を生み出す要因となっていると考えます。

従って、現行の死亡保障をベースとした付加の仕組みの早急な見直しを行い、医療保障・生前給付保障等の第三分野の推進を重視する仕組みに改めるべきだと考えており、貴会の見解を求めるものです。

2、新規契約に偏重した付加基準の見直しについて

農協では新規契約目標が強制・ノルマ化し、職員のメンタルヘルス不全や中途退職者の増加要因になっています。また、目標額達成のための自爆契約も多く、モラルハザードを招きかねない実態も存在します。

この原因は、第1～3共済年度の付加収入基準が手厚い一方で、4共済年度から付加収入(維持費)が減少するため、農協経営として新規契約を追いかけざるを得ない仕組みになっているこ

とにあると考えられます。このために、各農協の支所・支店ごとの人口・年齢構成や保有高実態、加入者ニーズを度外視して、新規契約付加収入と奨励に依存した事業計画を立てることになり、共済事業理念である「相互扶助」を毀損することにもつながりかねません。

従って、私たちは新規契約に偏重した付加奨励基準を改め、既契約に手厚い付加基準とするべきだと考えており、この点について貴会の見解を求めるものです。

3、維持費の見直しについて

既契約の保全管理業務は概ね各農協が担っていますが、窓口対応・掛金収納・異動事務・引き受け業務などにかかるコストは年々増加しています。加えて、コンプライアンス重視のためより高度な専門性が求められてきており、契約保全に今後一層の経費がかかることも想定されます。しかし、保有高の減少に伴って共済連からの農協に対する維持費は減少傾向にあります。

そこで、現行の農協6：共済連4の付加収入割合を見直し、農協に対する維持費を5%～10%程度増額することによって、新規契約(転換を含む)を追い求める事業計画から保有契約の保全管理重視へシフトし、到達困難な保障目標設定や過剰な一斉推進の見直しが図られると考えられます。この点に関する貴会の見解と、農協6：共済連4の付加割合の配分根拠を示すよう求めるものです。

4、受入共済掛金をベースとした付加体系の構築について

保障額ベースの付加収入に依存する農協の共済事業総利益が低下する一方で、医療系共済の伸長は、共済連の受入掛金の増加とそれに伴う収益増をもたらしています。

また、事業推進にポイント制が導入されたものの、農協の現場ではこれまでの「目標額」が「ポイント」に置き換わっただけで、新契保障額を追求する従来の推進体制から全く変化していません。

こうした系統組織内の齟齬を生じさせ、事業推進改革の進展を阻害している要因が、保障額をベースとする付加収入の仕組みにあることは明かです。共済事業の将来を展望する上で旧態依然とした事業方式を改める必要性を、推進現場にいる農協労働者として痛切に感じており、各共済の仕組改訂時に受入共済掛金をベースとした付加体系に改めるよう求めるものです。

5、東日本大震災及び原発事故にかかわる共済取扱事務処理について

東日本大震災及び津波によって被災された方々は長期間に亘る避難を余儀なくされています。また、東電福島第一原発事故により、福島県のふたば農協のエリアでは立ち入ることすら許されていません。

このため、これまで居住していた地域から遠く離れて避難している共済加入者が、最寄りの農協店舗に契約状況や共済掛金払い込み情報などの照会のため来店するケースが多くあります。しかし、このような事態に対するマニュアルが整備されていないため、現場では混乱が生じています。この改善に向けて、当面して以下の点について要請するものです。

- ① 長期共済の契約内容照会に関しては、FAXでやりとりするため1件の受付処理について平均2時間を要している。このことで加入者の利便性を損なうと共に、窓口業務の混乱を招いている。端末処理を可能とするなど迅速な処理が可能となる方策を早急に講じられたい。
- ② 原発事故による避難地域(立ち入り禁止区域)での盗難被害が発生しているが、建更の加入者が一時帰宅の際に盗難を確認し農協に相談に来たものの、農協や県本部では対応できず相談もできない状況となっている。このようなケースの対応をはじめとした非常時マニュアルを早急に整備・徹底すると共に、円滑な共済金の支払いを可能とする方策を講じられたい。

以上